

# メンフィス・ネクロポリスの遺跡保存管理上の問題点について

西坂 朗子\*

## 1. はじめに

エジプト学者やエジプト学研究機関、あるいは United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (以下ユネスコと略記) の世界遺産委員会によって指摘されているように、メンフィス・ネクロポリスでは遺跡の長期的保存を脅かす様々な問題が年々表面化しつつある。こうした問題を受けて、早稲田大学古代エジプト調査隊では、2007年度より当該遺跡群の遺跡整備計画 (Site Management Plan) に関する学際的研究を開始した。同様に、エジプト政府およびエジプトで調査を行う各国の調査隊も 2000 年頃から特に積極的に遺跡の保存管理に関する取り組みを開始している。

本稿では、今後の計画策定に向けて、メンフィス・ネクロポリスの保存管理上の問題点について把握することを目的とし、ユネスコ世界遺産委員会によるこれまでの指摘をまとめた。また、メンフィス・ネクロポリスにおいて、どのような脅威が遺跡の長期的保存を脅かす要素として認識されているのかを、エジプト国内の研究機関と遺跡の考古学的調査に関わるエジプト学者等の近年の出版物からまとめた。

## 2. 世界遺産委員会におけるメンフィス・ネクロポリスの保存管理に関する問題点の指摘

メンフィス・ネクロポリスは、「メンフィスとそのネクロポリス：ギザからダハシュールのピラミッド地帯 (Memphis and its Necropolis - the Pyramid Fields from Giza to Dahshur)」として世界遺産リストに登録されている構成要素の一つである。よって、ユネスコや International Council on Monuments and Sites (以下イコモスと略記) が定める国際的水準に見合った遺跡保存整備計画が求められる。すなわち、本研究課題では、この遺産の世界遺産としての価値の定義、世界遺産の基本理念や保存管理の指針について十分に考慮しながら、世界遺産としての真正性・完全性を保持できる計画を提示する必要がある。

メンフィス・ネクロポリスを含む世界遺産の保存管理状況については、「世界遺産条約履行のための作業指針」<sup>1)</sup> に従い、これまで世界遺産委員会にて繰り返し報告がされてきた。これらの報告は、当該遺跡の保存整備計画を策定していく上で、基本的な資料となるため、経緯と指摘事項を以下にまとめる<sup>2)</sup>。

### (1) 1979 年第 3 回世界遺産委員会 (ルクソール会議)<sup>3)</sup>

1979 年にエジプト・アラブ共和国で開催された第 3 回世界遺産委員会にて、世界遺産「メンフィスとそのネクロポリス：ギザからダハシュールのピラミッド地帯」は、第 86 番目の世界遺産としてリストに登録された (CC-79/CONF.003/13)。イコモスの推薦書においては、世界遺産登録基準 I、III、VI を満たすものとして、次のように顕著で普遍的な価値が説明されている。

「メンフィスは古王国時代の第 3 王朝と第 4 王朝の統治下において (紀元前 2700 年～2150 年頃) エジプトの首都であった。影響力をもつ宗教的な権力層 (プタハ神官団) の本拠地として、メンフィスは、王朝時代

---

\* サイバー大学世界遺産学部助教 / 早稲田大学エジプト学研究所客員研究員

からギリシャ・ローマ支配時代の終焉までの歴史を通して、テーベに首都が移った時でさえもその重要性を保持した。ファラオたちは、常にメンフィスで戴冠を行い、アレキサンダー大王やプトレマイオス王朝の後継者たちも例外ではなかった。このような都市の遺跡（パドラシェーン）は、未だ完全には解明にされていない。しかし、メンフィスの北と南に位置し、これを取り巻く類まれな葬祭建造物群は長きに渡り知られてきた。クフ王、カフラー王、メンカウラー王（第4王朝：紀元前2500年）のピラミッドと大スフィンクスがそびえるギザ台地は、世界的に知られる。この遺跡は、これらの驚異的な創造物のほかに、岩窟墓や、第4王朝と第5王朝の私人の墓（マスタバ墓）、ピラミッドの労働者が居住したであろう建物群の痕跡などから構成されている。

更に、南には、（特に顕著な記念物のみを言及すると）アブ・グラーブの第5王朝のニウセルラー王の太陽神殿（紀元前25世紀）、アブ・シール第5王朝の王達のピラミッド群、サッカラの初期王朝時代のネクロポリス（紀元前3000年）と第1王朝から第4王朝の王墓、ジェセル王の階段ピラミッド、通りに面して立ち並ぶ第4王朝、第5王朝、第6王朝のマスタバ墓群、レリーフの美しさで有名な新王国時代のネクロポリスとセラベウムが見られる。」

イコモスから世界遺産委員会に提出された推薦書における説明は以下のとおりである<sup>4)</sup>。

登録基準 I：人類の創造的才能を表す傑作である。

「エジプトのピラミッドは、常に世界的な賞賛を引き起こしてきた。古代においてさえも、それらは、「世界の7不思議」に数えられてきた。これらは、驚くべき宝物と計り知れないほど貴重な芸術作品を収容するネクロポリスや神殿に周囲を囲まれ、人類の創造的精神の独特な芸術的表現であり傑作であるという評判に間違いなく値する。」

登録基準 III：現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示している。

「メンフィスの集合体は、偉大な古代の特異な記念物群を含んでいる。メンフィスの時代の最初のファラオであるジェセル王の階段ピラミッドは、全体が石灰岩から建造され、規則的に切り出した石で建造された世界最古の建築物として知られている。ギザでは、クフ王の複合体において、現存する世界最古の船である「太陽の船」が完全な形で発見された。サッカラの初期王朝のネクロポリスは、ファラオの文明の形成期にまで遡る。」

登録基準 VI：顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連がある。

「地球上で最も輝かしい文明の証拠であるこれらの記念物の類まれな歴史的、芸術的、社会的な影響力は、解説を必要としないほど明白である。」

現在の世界遺産条約履行のための作業指針では、登録後の保存管理計画も含めて審査の対象となるが、当時は今ほど厳しくなかった。しかし、1979年の時点で世界遺産委員会からは「ピラミッド周辺の環境の保護計画を策定すべきである」と注記がなされている点から、この遺産についてはその保存管理について、世界遺産リストへの登録当初から注意が喚起されていたことが分かる。

(2) 1998 年第 22 回世界遺産委員会（京都会議）<sup>5)</sup>

この会議では、1995 年に世界遺産センターの視察団によって、当時計画されていたカイロ環状線道路 (Ring-Road) について「保護されるべき境界内」での工事の中止と道路のルート変更の提案がなされた。1998 年 9 月には、Supreme Council of Antiquities（以下 SCA と略記）からユネスコへ、変更後の道路のルートの検証と技術的助言のための視察団の派遣の要請があった。1998 年 10 月には、ユネスコがこれに応じて視察団を派遣し、マリオテヤ運河とマンスリーヤ運河を通るルートへの変更について SCA と協働し、エジプト政府の各省との調整が図られた。更に、エジプト当局の要請に応じて、世界遺産センターは遺跡の管理と整備のため協力を開始する予定があると報告している。

(3) 2000 年アラブ諸国定期報告書（第 1 期、セクション 2）<sup>6)</sup>

1998 年の世界遺産委員会の決議により、締約国は、6 年に一度、定期的報告を世界遺産委員会に提出することが義務付けられた。2000 年は、アラブ諸国が対象となっており、エジプト政府からも定期的報告が提出された。定期報告書は 2 部構成で作成される書式をとっており<sup>7)</sup>、第 2 部の「関係締約国の領域内に存在する具体的な世界遺産資産の保全状況について」が公開された。

エジプト政府が提出したメンフィス・ネクロポリスの保全状況に関する 13 頁に及ぶ報告では「遺産に影響を与える要素」として以下が認識され、記載されている。

- a. 開発による影響： 視覚的完全性：建物  
構造的完全性：道路、水質汚染、大気汚染
- b. 自然災害： 地震
- c. 観光とその影響： 年間の 300 万人の観光客、14km におよぶ舗装道路
- d. 遺跡の近隣に居住者との関係：近隣居住者の人口、ナズレット・アル＝サマーン村の拡大

(4) 2002 年第 26 回世界遺産委員会（ブダペスト会議）<sup>8)</sup>

1998 年の第 22 回世界遺産委員会での決議により、世界遺産の保全状況に改善が見られない場合に限って、世界遺産センターとイコモスはその遺産についてリアクティブ・モニタリングを実施し、世界遺産委員会に報告をすることとなっている。リアクティブ・モニタリングによって、改善が報告されない場合には、危機遺産リストへの掲載や、世界遺産リストからの削除が審議されることとなる。

ブダペスト会議では、リアクティブ・モニタリングの結果として、「1. ピラミッド台地の下にトンネルを掘削するプロジェクトの提案についての情報の提供があったことに留意し、2. エジプト代表からは、この提案は実施されないという確認を得たことに留意し、3. 世界遺産センターに 2003 年 6 月～7 月の第 27 回委員会においてこの件の経過について報告することを要請する。」という 3 項目が決議された。

(5) 2003 年第 27 回世界遺産委員会（パリ会議）<sup>9)</sup>

パリ会議では、前年に続きギザ台地の開発事業に関する事項が審議された。「2002 年に世界遺産委員会は、住宅省によるピラミッド台地を横切るトンネルすなわち高速道路事業の提案についての情報を得た。エジブ

ト当局からは、事務局に対して、2003年4月15日付の文書で、ギザ台地の地下のトンネル工事業は、完全に中止となったとの連絡があった。また、この遺跡に対して潜在的な影響のある今後のいかなる事業についても、世界遺産委員会での討議のために提出することを約束した。更に、カイロで活動する外国協力機関が、この遺跡と周辺の包括的な保存管理計画の準備のためのエジプト当局への援助に、関心を示しているとの情報を得た。」と報告がされ、「都市化による圧力」が、この文化遺産の主な課題として指摘された。

その結果、パリ会議では、以下が採択された。「1. ピラミッド・フィールドの保全に対する関与、特に提案のあったトンネル事業の実施を中止にしたことについて締約国を称賛し、2. 2004年の第28回委員会においてこの文化遺産の保全状況について検証するため、この遺産の保存管理計画の策定に関するすべての情報を2004年2月1日までに世界遺産センターに提出することを締約国に奨励する。」

#### (6) 2004年第28回世界遺産委員会（蘇州会議）<sup>10)</sup>

第28回蘇州会議では、前年のパリ会議で審議された「保存管理計画策定」が再び議題にあがった。その必要性として「都市の拡大、インフラ工事と観光開発」などの遺産への主な脅威が指摘され、更に、保存上の課題として以下が指摘された。

「2004年1月26日付の文書により、「SCAによるギザ・ピラミッド地区のサイトマネジメントの成果報告」と題した2.5頁の書類が世界遺産センターに送付された。この文書は、メンフィスの墓域の中でも重要な場所としてピラミッド地区の保存活用のための意欲的な計画であるとしている。ギザのピラミッド地区への新たな入口、現在あるアスファルト道路の廃止、観光客のための王妃のピラミッドの再発掘と修復および活用、スフィンクス広場の再開発、スフィンクスそのものの修復について短く述べている。台地を貫通する新たな接続道路の中止に対するエジプト大統領の関与にも言及されている。現在進行している作業は、新しい入口とギザ台地を囲む柵の建設工事、現在ある入口とスフィンクス広場を活用するための整備、遺跡地区の内側の再整備などである。文書には、更に、現在進行中の科学的な発掘によりピラミッド建造者たちの墓を発見し、一方で西墓地の調査が完了したと述べている。保存修復作業は、これまでに知られている幾つかの墓において実施された。世界遺産委員会は、この文化遺産の保護に向けての締約国の関与、特に環状道路の事業と大ピラミッド周辺のアスファルト道路を廃止することについて賛辞する一方で、第27回会議では「この文化遺産の保存管理計画の策定の進捗状況について報告を提出」するように求めている。先に提出された報告が言及している展示・保存修復の活動や、観光施設の改善は、そのような「保存管理計画」とはみなされず、むしろ開発と観光の需要に応えるためのその場その場の対応といえる。更には、この文化遺産のこの他の地区に関する情報は全く提示されていない。」

蘇州会議では、このような厳しい評価のもと、会議の決議として「1. 2005年の第29回会議においてこの文化遺産の保全状況について検証するため、この遺産の保存管理計画の策定に関しての進捗状況を2005年2月1日までに世界遺産センターに報告することを締約国に要請する。」という一項目が採択された。

#### (7) 2005年第29回世界遺産委員会（ダーバン会議）<sup>11)</sup>

第29回ダーバン会議では、2004年の蘇州会議で決議された「保存管理計画」の策定に関する議題が再び審議され、前回の書類を再検討した上で、「保存管理計画」の策定を一段と厳しく求めている。

「世界遺産委員会は、1. WHC-05/29.COM/7B.REVを検討の結果、2. 第28回（蘇州2004年）世界遺産会議の決議（28COM15B.50）を想起し、3. 締約国のピラミッド地区の改善およびギザ台地を貫通する環状道路



関連事業の廃止に向けた関与を称賛する。4. 先の決議において要請された遺産全体の管理計画の策定と世界遺産センターへの提示が今もって行われていないことを遺憾とする。5. 世界遺産基金へ国際的な援助を要請し遺産全体の管理計画を策定することを締約国に対し奨励する。6. 作業指針の第172段落に従い、この遺産に対して行われる主要な事業の提案については、世界遺産センターを通じて、世界遺産委員会に対し情報を提供することを要請する。7. 締約国に対し、2007年2月1日までに第31回委員会において検討するために、遺産全体の管理計画策定の進捗状況を報告するよう要請する。」の7項目が採択された。

#### (8) 2007年第31回世界遺産委員会（クライストチャーチ会議）<sup>12)</sup>

第31回クライストチャーチ会議では、2003年のパリ会議と2005年の蘇州会議で決議された「保存管理計画の策定」に関する項目が再び審議された。「遺産への主な脅威」としては、「都市の拡大」「観光のためのインフラ整備」「開発事業（高速道路またはトンネル）」が引き続き指摘され、「現在の保存上の課題」としては、以下の報告がなされた。

「この文書の作成準備の時点で、締約国から遺産の保存状況に関する報告が提出されていなかった。2007年2月23日付の文書により、一覧表の形式で、1981年以降に実施され、2008年までに見込まれている考古学的発掘調査、修復作業およびその他の活動に関するプロジェクトのリストが提出された。その説明や記録は付随していなかった。」

遡及的な目録（Retrospective Inventory）という枠組みの中で表現された要請への対応として、この文化遺産の構成要素を示す地図が、2007年3月27日に世界遺産センターに提出された。しかしながら、この地図にはメンフィスの町の明らかな境界が示されていない。更には、この遺産の緩衝地帯（バッファゾーン）も示されていない。

2007年4月4日には、“Management Plan for the Town of Memphis”と題され、3頁からなる文書が提出された。これは、（遺産全体のための計画ではなく）メンフィスの町の遺跡のサイトマネージメント・プランの準備プロジェクトに関するもので、このトレーニングで応用される方法論について説明したものである。このトレーニングの期間は16週間であり、テーベとそのネクロポリスの世界遺産の構成要素であるメディネット・ハブ神殿で2007年に準備されたマネージメント・プランのモデルに従って実施される。

世界遺産委員会が、最初に遺産全体に関する保存管理計画を要請したのは1990年である。世界遺産基金の援助がこの目的で1991年、1993年に提供された。1999年の世界遺産委員会第23回会議には、この要請を再び表明し、2001年、2003年、2004年、2005年にも繰り返された。送付された書類によれば、管理計画の準備を責任ある機関が始める意図を示している。

更に、他の文書では、締約国は、“National Guidelines for Site Management”の準備と、この目的と、世界遺産リストに掲載されたエジプトの6つの遺産の管理計画を立案する目的でトレーニングセンターを創設することに言及している<sup>13)</sup>。

世界遺産委員会の第29回会議（2005年ダーバン）以降、ギザ台地を横切る道路事業の再開を締約国は表明している。この事業については、1995年以降ムバラク大統領により否決されたものである。この事業については、2005年に事業の廃止を確認するまで、1998年、2002年、2003年の幾つかの委員会の提言の対象となってきた。しかしながら、SCAのこの事業に対する否決についての確約にも関わらず、現在までその他の公式な追加情報は提出されていない。

最終的に、クライストチャーチ会議の決議としては、「世界遺産委員会は、1. WHC-07/31.COM/7Bを検討の結果、2. 第28回（2004年蘇州）と第29回（2005年ダーバン）会議で決議した28COM15B.50と

29COM7B.45 を想起し、3. メンフィスの町の保存管理計画策定を開始する締約国の意図について留意する。4. 遺産全体について同様な保存管理計画を確立し、完成次第、世界遺産センターとイコモスに送付することを要請する。5. ギザのピラミッド台地を横切る道路事業、トンネルまたはトレンチの廃止について要請する先の決定について改めて表明し、締約国にはこの中止を公的に確認するように要請する。6. この遺産の周辺で予定されているあらゆる将来的な重要な事業について、作業指針にある規定に従って、世界遺産センターを通じて、世界遺産委員会に情報を提供するように締約国に要請する。」という6項目が採択された。

#### (9) 2008年第32回世界遺産委員会（ケベック会議）<sup>14)</sup>

2004年パリ会議で決定された遡及的な目録の作成という要請への対応として、この文化遺産の構成要素を示す地図が2007年3月27日に、エジプト政府から世界遺産センターに提出されていたが、これが認定された。地図には世界遺産の範囲が定義され、メンフィスとネクロポリスの範囲が示された。

### 3. 遺跡の長期的保存を脅かす要素～エジプト学における認識～

#### (1) Center for Documentation of Cultural and Natural Heritage

Center for Documentation of Cultural and Natural Heritage（以下 CULTNAT と略記）は、2000年にエジプト通信・情報技術省の後援で、アレクサンドリア図書館とも提携し、エジプトの文化遺産と自然遺産を記録・アーカイブする目的で創設されたエジプト国内の組織である<sup>15)</sup>。この組織は、建築遺産、自然遺産、民俗資料、写真記録、イスラーム科学文献遺産などを最新の情報技術を使用して記録できるプログラムの構築を目指し、一連のプロジェクトを実施している<sup>16)</sup>。CULTNATは、1980年代から急速に遺跡の状態が悪化しており、早急に対策を講じる必要性を指摘し、主要な要因として以下の「エジプトの文化遺産への脅威」としてFig.1に示す事項を挙げている。これらの問題の多くは、イコモスの2000年の報告「アラブ圏の遺産への脅威」<sup>17)</sup>とほぼ一致する内容であると述べている（Center for Documentation of Cultural and Natural Heritage 2001: 99）。

#### (2) Egyptian Antiquities Information System

Egyptian Antiquities Information System（以下 EAIS と略記）は、2000年6月にフィンランド政府外務省の技術支援により、SCAの一組織として創設された組織である。2007年10月からは、フィンランド政府からの資金援助の終了に伴い、SCAの恒常的な組織の地理情報システム（GIS）センターとして活動を継続している<sup>18)</sup>。EAISの設立の主旨は、エジプト国内の歴史的な遺跡の管理のため英語・アラビア語で地理情報システム（GIS）を作成することである。

2003年にEAISがエジプトで考古学的調査を実施する調査隊に対し、遺跡のデータ提供を要請する際に配布された記入用のデータシートには、「脅威のデータ」が含まれており、2004年12月では一部が改訂され、点検表形式でFig.2の項目が含まれている。このデータシートでは、遺跡毎に各項目の「脅威のレベル」を1＝低、2＝低～中、3＝中～高い、4＝高の数値で記入し、その合計を「危険度指標」として点検し記入する表となっている。ただし、このレベル判定に関する詳細な指標はないため記入者の主観に頼らざるを得ない。

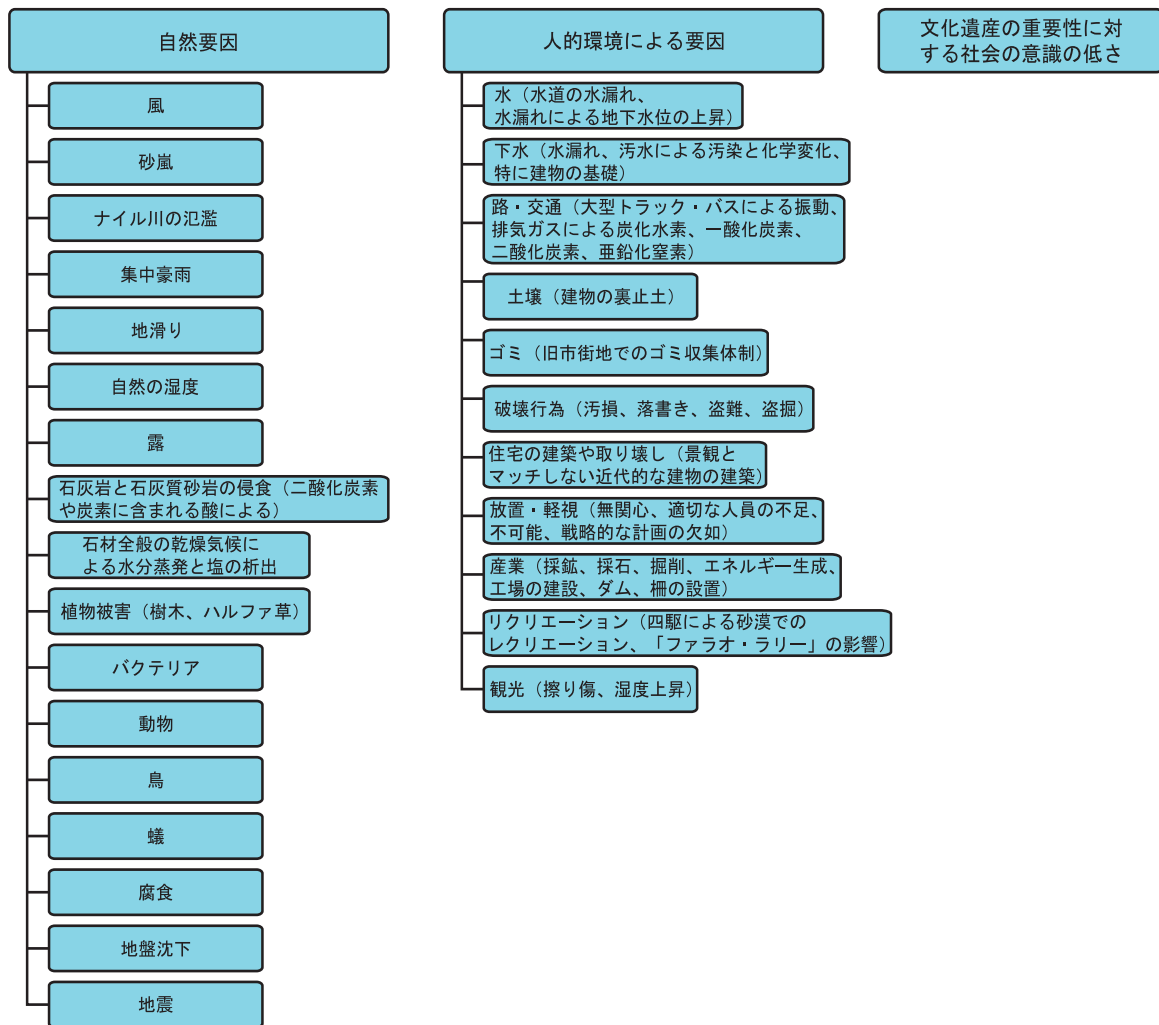


Fig.1 エジプトの文化遺産への脅威 (Center for Documentation of Cultural and Natural Heritage 2001 を基に作成)

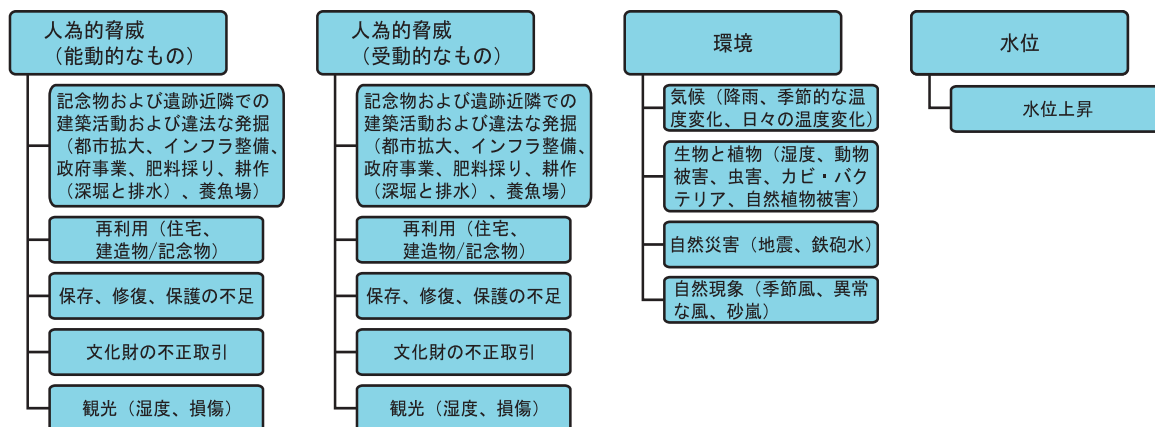


Fig.2 脅威の分類 (EAIS データシートを基に作成)

(3) C.L. Torre

C.L. Torre は、サッカラの遺跡管理計画策定を目的としたイタリアとエジプトの共同プロジェクト “Enhancement of the Organization and Capabilities to Preserve the Cultural Heritage of Egypt” の中で、北サッカ

ラの個々の遺跡の「価値」「脆弱性」「脅威」の3つの要素を総合的に分析し、「危険要素」を Fig.3 に示したように4つに分類している (Torre 2003: 307)。同プロジェクトの刊行物には、これら4つの項目のうち、「人間の圧力」の項目について、GIS を用いて遺跡地図の上にその危険レベルを示した危険度地図 (Risk Map) がサンプルとして提示されている (Torre 2003)。



Fig.3 危険要素 (Torre 2003: 307 より)

#### (4) Z. Hawass

2006年の第8回エジプト学者国際会議では、保存と遺跡管理が主要テーマの一つとして取り上げられた。SCAのZ. Hawassは自らの基調講演の中で、記念物に影響を及ぼす主な要因を8つに分類し (Fig.4)、適切な保存管理の必要性を唱えている (Hawass 2003; Leblanc 2003; Mayer 2003; Weeks 2003)。また、「直接の保存管理を必要とする遺跡」として、ルクソールとサッカラを挙げており、サッカラの具体的な問題点として10の項目を挙げている (Fig.5)。これらの理由から、サッカラはルクソールと並び、早急に遺跡の管理計画の対策が必要な主要遺跡であると述べている。

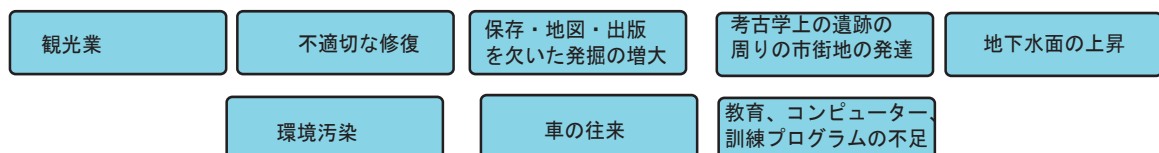


Fig.4 記念物に影響を及ぼす主な要因 (Hawass 2003 より)

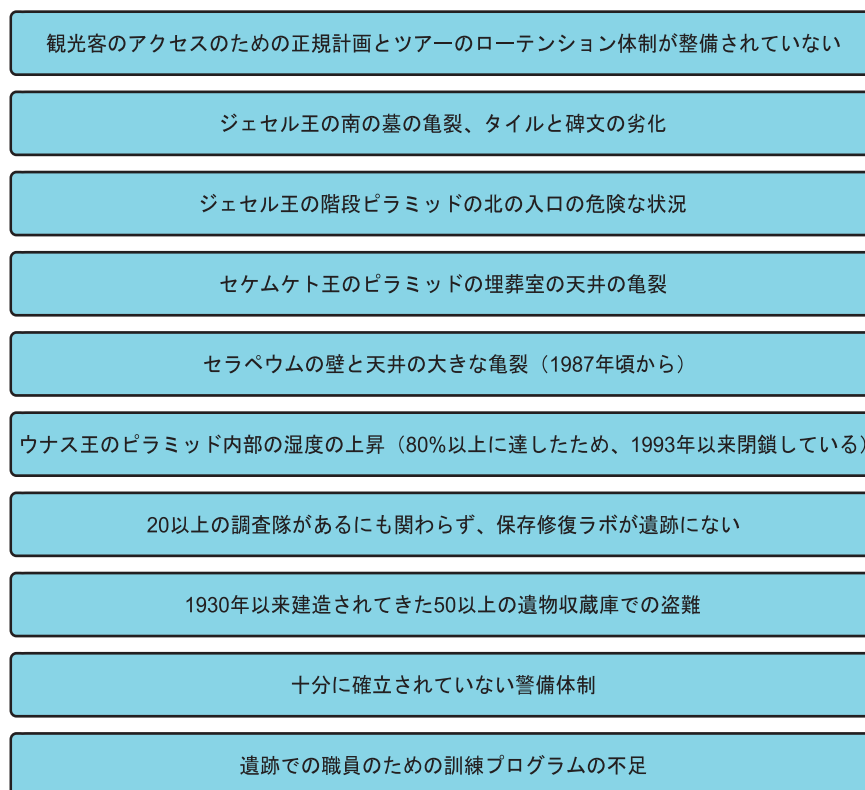


Fig.5 サッカラにおける問題点 (Hawass 2003 より)



(5) E.D. Johnson

遺跡の劣化要素と保存整備上の問題点として Fig.6 の事項を挙げている (Johnson 2006)。Johnson は、幾つかの具体的な遺跡名や事例も挙げており、メンフィス・ネクロポリスに関しては、ギザのピラミッドの塩類析出の問題や泥煉瓦の保存処置の問題で、ギザの労働者の村やアブ・シールのピラミッド複合体の例などを示している。

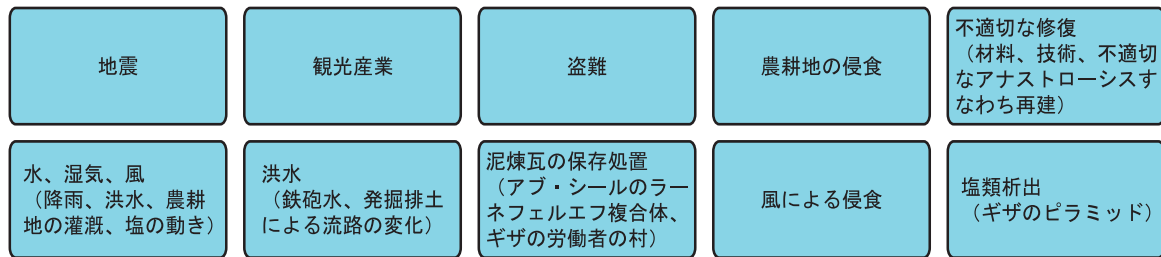


Fig.6 遺跡の劣化要素と保存整備上の問題点 (Johnson 2006 より)

(6) M. Jones

2008年に刊行された *Egyptology Today* 中の“*Monument and Site Conservation*”という論考で、M. Jones はエジプトの記念物および遺跡の存続を脅かす要因として Fig.7 の事項を挙げている (Jones 2008)。特に、「人口増加」に伴う砂漠部への活動の種類は多岐に渡っており、今日的な問題をよく表している。

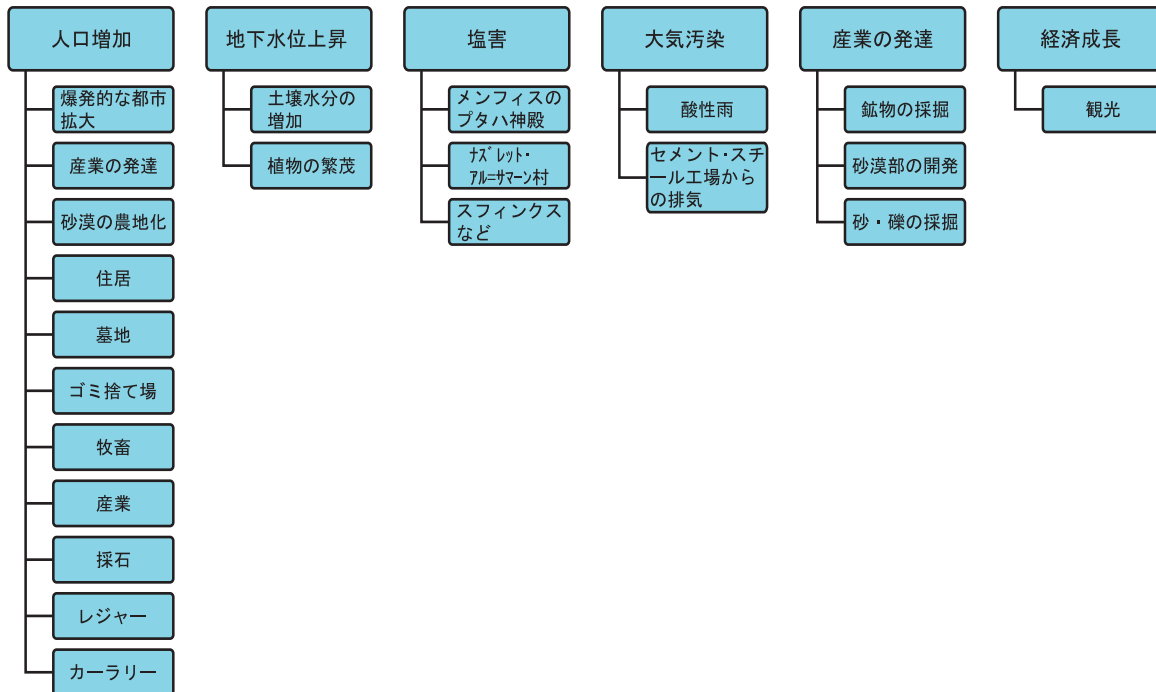


Fig.7 記念物および遺跡の存続を脅かす要因 (Jones 2008 より)

#### 4. まとめと今後の課題

本稿では、今後の計画策定に向けて、現在における遺跡保存管理上の問題点を把握するため、メンフィス・ネクロポリスの遺跡保存管理の現状についてまとめた。第1に、ユネスコ世界遺産委員会の審議を振り返ると、メンフィス・ネクロポリスの保存上の主な指摘事項は、「都市化の圧力」「観光のためのインフラ整備」「開発事業（高速道路またはトンネル）と保存管理計画の策定」についてである。また、2004年以降の経過を見ていくと、エジプト政府が提出した保存管理計画と、世界遺産委員会が要求する保存管理計画の水準に隔たりがあったことも理解される。この課題を解決するには、ユネスコやイコモスが定める国際的水準を理解し、世界遺産の真正性・完全性を保持するための遺跡の保存管理計画のモデルがいかなるものであるか認識を合わせる必要性が感じられる。

第2に、エジプト学者等に認識されている遺跡保存における脅威や問題点については、世界遺産委員会で報告されるよりも多岐にわたっている。こうした現象を解消していくには、文化財保存面から見た学際的な調査研究（専門家からの科学的データ提示）が必要であり、先行の指摘を参考に、遺跡に影響を及ぼす要素を調査していくことが求められる。また、その対策についてもエジプト学者だけでなく、他分野の専門家からの協力を得て、各現象についてデータを収集しながら要因を分析し取り組んでいくことが課題である。

#### 註

- 1) 世界遺産条約の運用に必要な事項を定めるのが、「世界遺産条約履行のための作業指針（The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention）」である。世界遺産条約履行のための作業指針は、1977年に開催された第1回世界遺産委員会で採択され、当初は28段落からなる簡潔な構成であったが、定期的な見直しを経て、2008年1月の改定では、290段落から成る文章と付属資料から構成されている（<http://whc.unesco.org/en/guidelines>）。締約国に対して世界遺産条約履行に必要な詳細な情報を提供する目的で作成された作業指針であり、締約国はこれに準じて条約を履行していくことが求められている。
- 2) これらの資料は、ユネスコ世界遺産センターのホームページに記載されている原文（英語）を邦訳した（<http://whc.unesco.org/en/list/86/documents/>）。
- 3) 原文は、Report of the 3rd Session of the Committee（<http://whc.unesco.org/archive/repcom79.htm#86>）および Advisory Body Evaluation を参照（[whc.unesco.org/archive/advisory\\_body\\_evaluation/086.pdf](http://whc.unesco.org/archive/advisory_body_evaluation/086.pdf)）。
- 4) 以下の「」内は、上記（註2）の英仏原文を邦訳した。
- 5) 原文は、World Heritage Committee, Twenty-second session Kyoto, Japan, 30 November – 5 December 1998 Report, Annex IV, Decisions of the twenty-second extraordinary session of the Bureau of the World Heritage Committee (Kyoto, 28-29 November 1998) with regard to the state of conservation of properties inscribed on the World Heritage List, noted by the Committee, p.52 (WHC-98/CONF.203/05) を参照（<http://whc.unesco.org/document/141>）。
- 6) 原文は、Periodic Reporting, Cycle 1 (Section II) を参照（<http://whc.unesco.org/archive/periodicreporting/ARB/cycle01/section2/86.pdf>）。
- 7) 報告書式の詳細については、文化庁が運営する我が国の文化遺産のポータルサイト「文化遺産オンライン」に掲載されている。「世界遺産条約履行のための作業指針」の「V. 世界遺産条約の履行に係る定期的報告」（[http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h\\_13\\_5A.html](http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_13_5A.html)）および「付属資料7. 世界遺産条約の適用に係る定期的報告の書式」（[http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/docs/13\\_fuzoku7.pdf](http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/docs/13_fuzoku7.pdf)）を参照。
- 8) 原文は、Decisions adopted by the 26th Session of the World Heritage Committee, p.41 (26COM21B.45) を参照（<http://whc.unesco.org/document/1358>）。
- 9) 原文は、Decisions adopted by the 27th Session of the World Heritage Committee, p.51 (WHC.03/27.COM/24)（<http://whc.unesco.org/document/1429>）および World Heritage Committee, Twenty-seventh session, Item 7B of the Provisional Agenda: State of conservation of properties inscribed on the World Heritage List, pp.29-30 (WHC-03/27.COM/7B) を参照（<http://whc.unesco.org/document/1406>）。
- 10) 原文は、Decisions adopted at the 28th Session of the World Heritage Committee, p.102 (WHC-04/28.COM/26)（<http://whc.unesco.org/document/1406>）。

unesco.org/document/5252) および World Heritage Committee, Twenty-ninth session, Item 7B of the Provisional Agenda: State of conservation of properties inscribed on the World Heritage List, pp.62-63 (WHC-05/29.COM/7B.Rev) (<http://whc.unesco.org/document/5820>) を参照。

- 11) 原文は、Decisions adopted at the 31th Session of the World Heritage Committee, p.70 (WHC-05/29.COM/22) (<http://whc.unesco.org/document/5941>) を参照。
- 12) 原文は、Decisions adopted at the 31th Session of the World Heritage Committee, p.87 (WHC-07/31.COM/24) (<http://whc.unesco.org/document/9192>) および World Heritage Committee, Thirty first session, Item 7B of the Provisional Agenda: State of conservation of properties inscribed on the World Heritage List, pp.140-142 (WHC-07/31.COM/7B) を参照。
- 13) EAIS の活動に一環として、その取り組みが公表されている。メディネット・ハブ神殿で実施されている SCA に所属する査察官のサイトマネジメント・プランニングのトレーニングの一環として、「Guidelines for Site Management Planning」が作成されると言及されている。また、同組織のホームページは、「National Training and Site Management Centre for Egypt」が創設され、ルクソールのカーター・ハウスの内部に施設が準備されたと伝えている ([http://www.eais.org.eg/index.pl/site\\_management\\_activities](http://www.eais.org.eg/index.pl/site_management_activities))。
- 14) World Heritage Committee, Thirty-second Session, Item 8D Provisional Agenda: Clarifications of property boundaries and sizes by States Parties in response to the Retrospective Inventory, p.27 (WHC-08/32.COM/8D) (<http://whc.unesco.org/document/9953>)
- 15) CULTNAT 公式ホームページを参照 (<http://beta.cultnat.org/>)。
- 16) それぞれのプロジェクトの概要については以下に紹介されている(長谷川、吉村 2007: 100-103; [http://libw01.kokushikan.ac.jp/data/003709/0000/registfile/0586\\_4406\\_028\\_05.pdf](http://libw01.kokushikan.ac.jp/data/003709/0000/registfile/0586_4406_028_05.pdf))。
- 17) イコモスホームページの Heritage at Risk, Arab World を参照 ([http://www.international.icomos.org/risk/world\\_report/2000/arab\\_2000.htm](http://www.international.icomos.org/risk/world_report/2000/arab_2000.htm))。
- 18) EAIS ホームページ参照 (<http://eais.org.eg/index.pl/home>)。